

## 木更津市移住・定住促進の活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）、NPO法人木更CON（以下「乙」という。）及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「丙」という。）は、甲が行う移住・定住促進に関する活動において次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、木更津市における市外からの移住・定住に関し、相互に連携しながら、それぞれが有する情報・機能を効果的に発揮することにより、本市への移住・定住を更に促進させ、もって多様な暮らしが実現できる活力のある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### （甲の役割）

第2条 甲は、本市への移住・定住を促進するため、次に掲げる取組みを行うものとする。

- （1）本市へ移住・定住を希望する者又は団体（以下、「定住希望者等」という。）の相談に一元的に対応する窓口の設置
- （2）定住希望者等が移住・定住を円滑に実施するために必要な支援
- （3）本市における移住・定住促進に関するイベント等の開催
- （4）定住希望者等から物件情報の提供依頼があった場合の丙への物件情報照会
- （5）甲が有する本市における移住・定住促進に関する情報の乙への提供
- （6）乙が運営する木更津地域ポータルサイトK I S A C O N（以下「K I S A C O N」という。）の周知
- （7）乙が行う移住・定住促進に関する活動への協力
- （8）乙及び丙その他移住・定住促進を図る団体等との調整

### （乙の役割）

第3条 乙は、甲が取組む移住・定住促進に関する活動について、次に掲げる取組みを行うものとする。

- （1）本市における移住・定住促進に関する情報の集約及びK I S A C O Nを活用した効果的な情報発信
- （2）甲が設置する相談窓口の周知
- （3）甲が行う移住・定住促進に関する活動への協力

### （丙の役割）

第4条 丙は、甲が取組む移住・定住促進に関する活動について、次に掲げる取組みを行うものとする。

- （1）甲から物件情報の照会があった場合の当該情報の集約及び甲への提供
- （2）丙が有する本市における移住・定住促進に関する情報の乙への提供
- （3）乙が運営するK I S A C O Nの周知

(4) 甲及び乙が行う移住・定住促進に関する活動への協力

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれかからも更新しない旨の意思表示がない場合は、この協定は1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙及び丙が協議し、定めるものとする。

附 則

平成22年2月2日付けで甲、乙及び丙が締結した「木更C o Nを活用した定住促進活動に関する協定書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が各自1通を保有する。

平成29年5月23日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号  
木更津市  
市 長 渡辺 芳邦

乙 木更津市東太田4丁目3番7号  
NPO法人木更C o N  
理事長 瓦井 秀和

丙 木更津市潮浜1丁目17番59号  
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部  
支部長 山村 真哉